

## 景観計画区域における景観形成基準チェックシート 記載例

### (屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)

管理番号  ※町記載  
提出日

注) 基本事項、共通事項に加え、該当する行為の事項について記入すること。

注) 太枠線内を記入すること。(町確認欄は町が利用する)

注) 適合状況は、「適合の場合：○」、「不適合の場合：×」、「留意すべき場合：△」、「該当しない場合：-」を記入すること。

注) 確認書類は当該の基準への適合状況を確認することのできる提出書類の名称を記入すること。

#### (1) 基本事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
地域特性調査による目標及び課題の整理	ア 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史などの地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。		地域特性は、周辺が緑豊かであり、阿武隈山系の山並みが背景となっている。 景観形成の目標及び課題は、緑豊かな周辺の景観と調和した色彩にすることにより、周辺の景観を阻害しないものとする。		
関係施策との整合	イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）などに基づく施策並びに県の条例などに基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。		○○法に該当し、○○基準を満たしている。 関係機関である○○と協議済み。		

#### (2) 共通事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
行為地の選定	ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物などへの眺望の妨げにならないよう努めること。		主要な視点場から地域のシンボルとなるような景観資源はない。 主要な視点場からお寺への眺望の妨げにならないよう配慮する。		
施設間の調和	イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。		行為地内に建築物等はない。		
視点場の確保	ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。		地形を改変しない。		
視点の設定	エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景など、異なる視点からの検討を行うよう努めること。		人目につかない場所である。 植栽で目隠しを行う。		
時間の変化	オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景などを考慮するよう努めること。		人目につかない場所である。 植栽で目隠しを行う。		
景観阻害要素の修景	カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。		人目につかない場所である。 植栽で目隠しを行う。		

#### (7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
堆積又は貯蔵の方法	ア 集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とすること。		道路から奥に配置する。		
	イ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。		高さを抑える。		
遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。		出入口を限定している。		
	イ 行為地の周囲への樹木の植栽などによって、周囲の道路などからの遮へい措置を講ずること。		周囲から見えないよう植栽を設置する。		